

ID: 82

担当部署: 生涯学習課

処分の概要	許可の取消し等		
例規名 根拠条項	高根沢町文化財保護条例 第15条第4項(第40条第3項において準用する場合を含む。)		
例規番号	昭和56年条例第2号		
【基準】			
第15条の規定による。 (現状変更等の制限)			
第15条 町指定有形文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。			
2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。			
3 教育委員会は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。			
4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。			
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日